

令和4年10月7日

意見発表

小野寺委員

私は、公明党県議会議員団として、当委員会に付託された諸議案に賛成を表明した上で、所管事項等について、委員会での質疑を踏まえ、意見などを申し上げます。

初めに、県立高校の定時制における外国につながるの生徒への支援について申し上げます。今回、県立高校定時制のうち、6校の募集停止が示されましたが、夜間定時制高校には、支援が必要な生徒も多く在籍しており、特に、外国につながるの生徒にとっては、国籍のいかんを問わず、かけがえのない学びの場となっています。定時制の募集停止は、定時制の志願者、生徒数の減少によるものということですが、外国につながるの生徒から見れば、生徒数の少なさが手厚い支援につながっています。今後、夜間定時制のさらなる集約が進んでいく可能性もあると考えていますが、将来、外国につながるの青年が日本社会の中で活躍していくためにも、きめ細かな指導、支援ができる定時制のメリットを生かした取組の強化をお願いいたします。

次に、県立高校における肢体不自由の生徒の受入れについてです。県立高校では、知的障害のある生徒に対し、インクルーシブ教育を推進していますが、身体に障害がありながら県立高校を志望、入学する生徒に対しても最大限の支援をしていくべきと考えています。県教育委員会として、入試の際の配慮に始まり、障害に合わせた校舎等のハード整備や介助員の配置などの支援を進めているとのことですが、これからもともに生きる社会かながわ実現のため、障害のある生徒が高校教育を受ける機会を広めるとともに、現在在籍している障害のある生徒が円滑な学校生活を送ることができるよう、一層の支援を要望いたします。

最後に、高等学校奨学金資金の債権管理体制について申し上げます。高等学校奨学金資金は、一般財源に頼ることなく運用している就学支援制度であり、我が会派も長年にわたり制度の充実について提言させていただき、諸要件の緩和や貸付け月額を増額等を図っていただいていたところですが、一方、奨学金の持続可能性を担保するためには、貸し付けた資金をきちんと返還していただくことが肝要であり、それには債権の適正な管理が不可欠です。

令和3年度の包括外部監査では、遅延損害金を調定、徴収すべきであることや、徴収不能引当金を返還免除額だけでなく、実質的に回収困難な金額も併せて計上すること、さらには管理システムの消滅時効のアラート機能を登載することなどの指摘を受けたところですが、債権の確実かつ効率的な回収につながると考えられることについては、鋭意進めていかれるよう要望させていただきます。意見は以上です。